

## 漱石研究傍注

— 夏目小兵衛は塩原昌之助の後見人だったか —

A Note on Natsume Sōseki's Foster Father

佐々木 充

SASAKI Mitsuru

—

夏目金之助—後の漱石—の養父・塩原昌之助は、幼にして父を失ったため、すぐに父の名跡を継ぐことができず、同じ二十番組の名主・夏目小兵衛が後見人となり、彼の許に引き取られて育ったと、夏目金之助の伝記や年譜はわれわれに伝えている。

はたしてこれは、間違いのない事実なのであるか。

伝記・年譜は、その件のほかにも、養母・やすも夏目家に奉公していた者で、小兵衛が二人の結婚の仲人をしたとも伝える。つまり、昌之助が亡父の名跡を継ぐことが出来たのも、また、結婚して一家を構えることが出来たのも、みな夏目小兵衛の庇護・援助によるもの、との理解が、そこからは自然に出てくる。となれば、子供に恵まれなかった昌之助・やす夫婦が、夏目家の末子—あまり歓迎されざる命として誕生した—金之助を、養子に欲しいと言ったとしても、まったく不思議はない。昌之助のほうには恩をこのような形

でかえすという意識があったであろうし、小兵衛のほうには里子に出すよりも気心の良く知れた塩原へやることに安心を感ずるということがあったろう—というような推測がわれわれの心裡に自然に湧いてくるからである。迎え読みとでもいべき理解がおのずと成立してしまうのである。

だが、もし昌之助の後見人が小兵衛でなかったとするなら、—つまり、昌之助が夏目家に引き取られて暮らすということもなかったとするなら、金之助が塩原家の養子になった事について、<sup>△</sup>自然<sup>▽</sup>などと言って済ますことは出来ないということになるであろう。

石川悌二は、後見人となった名主は、被後見人が得られるはずの役料を代わって収入としたと、われわれに教える<sup>①</sup>。その上、伝えられるように、被後見人たる昌之助が準家族として夏目家に同居していたとすれば、その関係はまことに深く、後見・被後見の関係はただに書類上の問題・手続き上の問題ではないことになる。ところが、それが逆に、後見・被後見の関係がなかったということになると、小兵衛・昌之助の関係は通説よりもかなり希薄なものとなり、金之

助が昌之助の養子となったのはなぜかが、ふたたび問われることになるであろう。

なぜこのような、これまでまったく疑われることのなかったことについて、あえて疑問を呈するかというところ、そのような従来の説を覆す文書が存在するからである。が、それを提示する前に、これまで言われてきた説がどのようなものであったか、代表的な記述にあたって、確認するのが手続きだろう。

## 二

新しい伝記としては、やはり江藤淳の著『漱石とその時代』を挙げなければならぬだろう。その「第一部」の三五頁から三六頁にかけて、氏は次のように記している。

もともと塩原昌之助は、夏目小兵衛直克が肝煎をしていた二十番組の配下に属する名主である。塩原家が名主になったのは昌之助の父半助の代からで、四谷大宗寺門前（大木戸）、理性寺門前（新宿裏）、長安寺門前（同上）、東長寺門前（同上）の四つの門前町を支配していた。大宗寺は芝増上寺の末寺、長安寺は京都知恩院の末寺でいずれも浄土宗の寺である。半助は昌之助が幼少のころに死んだ。そのとき一人の兄はすでに幕臣小出家を継いでいたので、二十番組肝煎の夏目小兵衛が後見役となり、昌之助が十四歳に達するに及んで家督を相続させた。昌之助は天保十年（一八三九）一月二十二日生まれであるから、これは喜永六年（一八五三）のことになる。つまり夏目家と塩原家の関係は、決して一朝一夕のものではなかったのである。

年譜の代表となると、荒正人の『増補改訂 漱石研究年表』である。慶応四年・明治一年の項、二七頁から二八頁にかけて次のよう

にある。

十一月、内藤新宿北裏町十六番地（江戸時代は四つ谷大宗寺裏、四つ谷豊玉通内藤新宿北裏町二十七番地、現・新宿区新宿二丁目二十三番）の門前名主塩原昌之助（二十九歳）の養子となり、同家に引き取られる。（小宮豊隆）（里親先から養子になったのではなく、実家からと推定される。だが、里親先から実家に戻った年月日は全く分からぬ）妻やす（二十九歳）は、武州多摩郡榎戸新田（現・国分寺市北町）の三多摩一の豪農榎戸覚左衛門の次男、榎戸現二の長女（生年月日は昌之助と同年同月（日不詳）である）で内藤新宿北裏町十五番地（塩原家の隣番地）に住み、雑業に従う。夏目家に奉公し、昌之助と結婚する時、夏目小兵衛直克は仲人役をする。塩原昌之助の父半助（または平助）は、四つ谷大宗寺門前（大木戸）、同理性寺門前（新宿裏）、同長安寺門前（新宿裏）、同東長寺門前を支配する名主である。昌之助が十一歳の時死去したので、夏目家に引き取られ、十五歳（嘉永六年）の時、金之助の実父夏目小兵衛が後見人となり、亡父半助（または平助）の跡目を継ぎ、名主となる。

荒は、右の記述のうち「後見人となり」の箇所注して、「後見する町の役料が入る。だから大切に扱われる。（石川悌二）」としている。となれば、この本文のほうは正確を欠くので、小兵衛が後見人になったのは、十五歳の昌之助に亡父の跡目を継がせたときではなく、父が死んで、小兵衛が十一歳の昌之助を引き取ったときから、としなければならぬ。その点は江藤氏の記述が簡明であり、誤解を呼ばない。

こうした伝記や年譜の記述は、その源を、夏目鏡子述・松岡讓筆録の『漱石の思ひ出』と、小宮豊隆の著『夏目漱石』、鷹見安二郎「漱石の養父―塩原昌之助」と『道草』の背景―続・漱石の養父、

塩原昌之助<sup>7)</sup>」それに荒の引用にあった石川悌二の二著作『近代作家の基礎的研究』『夏目漱石—その実像と虚像—』<sup>8)</sup>に得ているというのが順当な推測ということになる。そこで、さかのぼってそれらではどのように記述しているかを確認してみる。

三

まず『漱石の思ひ出』から。

「七 養子に行つた話」に次のようにある。

塩原昌之助といふのは元夏目の家に書生をしてゐたものですが、この男みどころがあるといふわけで、名主の株を買つてもらつてだんだんに取り立てられ、その頃では浅草の戸長となつてをりました。妻女のおやすさんといふのも、たしか夏目の家に奉公してゐて、一緒にしてもらつたのださうですが、夫婦の間に子供がありません。養子を物色してゐたところへ、第一候補に上がったのが、いらぬもの扱ひされてゐる夏目の末子です。恩人の子ではあり、男の子で願つたりかなつたりで、こちらもやるくらゐなら気心の知れたところがいいといふので、たうたう塩原へ養子に行くことになりました。

この、夏目鏡子の言によれば、夏目家の書生と奉公人とが結婚したのが塩原夫婦だということになり、これは、江藤・荒ともに採用していない。

では『夏目漱石』はどうか。

この書で、小宮豊隆は、塩原昌之助が夏目家とどのような関係にあった人間かについては、直接には触れていない。ただ、「四 養子」という章に、後年金之助を引き取るようになったとき、金之助の父が作成した「手続書」なる文書の一節を引用している。ここで

はそれを再度引用する。

右養父昌之助義ハ内藤新宿北町之住居ノ砌同人幼少ニテ勤向難相成夏目直克方へ引取四五ヶ年養育同丁旧名主為相勤候縁合ヲ以明治二年十一月中右金之助三歳ノ砌養子ニ差出置候処――

つまり、書生ではなく、夏目家へ引き取つて養育したのだという事であり、昌之助もまた旧名主であつて、名主同士だったという事を縁として、金之助を昌之助の養子とした、というのである。

また、この文には、「日根里かつト申後家へ通合候ヨリ事起り妻やすト不和ヲ生ジ直克媒人之廉ニ而引取」とあつて、直克つまり小兵衛が仲人であつたことが示されている。また、昌之助が「天保十年（一八三九）に生まれたといふ」と記している。

このように、この二著は全く別のことが記されていて、いずれが正確か、軽々に判断できない。

鷹見は東京都政史料館主任調査員である。二編の論考を、ここでは「前編」「後編」と簡便によばせていただく。

鷹見はその職掌柄、明治期の資料を扱ううちに、夏目・塩原の名をよく見掛け、次第に意図的に調査するようになったと記す。この文には、これまで漠然と語られていたことについて、具体的な資料が提示されている。ここで必要な限りで拾えば、「前編」では明治七年の戸籍を発見し写真を掲げた。それによると、戸主・金之助は「戊一月 七年一ヵ月」昌之助は「〃 三十六年一ヵ月」屋寿（佐々木注―やす）「〃 三十六年一ヵ月」とある。「戊一月」とは、明治七年一月の意味である。「後編」には、これまた新発見として「塩原家の下谷西町時代の戸籍」により、「昌之助は大正八年九月十五日に八十歳で本郷区駒込東片町九十四番地で没している。」こと。その、生年月日は天保十年一月二十二日であることを伝えた。またこれも新発見のいわゆる「壬申戸籍」の塩原家戸籍をやはり写真で

提示した。ここですでに、金之助は昌之助の長男で戸主となっている。年齢について見れば、金之助は「申 六才」昌之助は「申 三十四才」屋寿は「申 三十四才」である。「申」とは明治五年をいう。これは数え年式であり、前の明治七年は満年齢であった。鷹見は昌之助の後見人が誰であったかということについては探究していない。「後編」の最後に近く、「昌之助は少年時代夏目小兵衛（漱石の実父直克は元小兵衛と称していた）の名主としての後見を受け、その家に引き取られて生活していたから、漱石の兄や姉達とは兄弟のような間柄になっていた。」と根拠を示さずに記している。『漱石の思ひ出』や『夏目漱石』によっての推定であろう。

石川の『近代作家の基礎的研究』は、東京都公文書館の主任調査員の氏が、各種資料（史料）を博搜して成った仕事である。そのうち漱石の部分は、昭和三十九年三月号「解釈と鑑賞」が初出（上引の江藤はこの初出文によっている）なのだが、そこにはこうある。

この塩原家は昌之助の父半助（または平助）のときからの二代名主であって、名主としては新参だったが、同家の菩提所である四谷の宗福寺には寛延年間（一七五〇）の祖先の墓碑が残っており、四谷辺に土着したのはかなり古いことがわかる。（過去帳は戦災で焼失）

塩原が名主として支配したのは四谷太宗寺門前（内藤新宿北裏）、四谷理性寺門前、四谷長安寺門前（大木戸辺）、四谷東長寺門前の四つの門前町で、父の死んだとき昌之助はまだ年少で、一人の兄は幕臣小出家の養子に入っていたため、そこで名主二十番組肝煎（太宗寺門前も二十番組に属していた）であった夏目小兵衛直克が後見人となり、昌之助が十四歳に達するに及んで亡父の跡目を継がせた。その間、昌之助は夏目家に引きとられて成長したが、漱石未亡人の思い出話にあるような書生や使

用人ではなかったのである。なぜなら名主の後見人には、その後見する町の役料が入ってくるのだから、昌之助はただの居候や使用人と立場が違っており、そしてそのことが後年に漱石を復籍せしめるについて生じた養育料支払のごたごたの伏線ともなっていると考えられるのである。

それはともかく、昌之助は嘉永六年に名主役となった。

同じ事情を、『夏目漱石——その実像と虚像——』では次のように記している。

塩原昌之助の父は、平助または半助と名乗り、天保十年の町鑑には、平助改昌之助と記されている。この人は嘉永六年（一八五三）に病死して二子が遺されたが、長男の治吉はすでに御家人の小出氏の養子になっていたために、次男が昌之助を名乗って家督を継ぐことになったが、当時の仕来りでは、名主役は十五歳の元服を待たなければ勤められたかったために、塩原家が所属していた名主組合二十番組の肝煎役夏目小兵衛がその後見人となり、自宅へ引きとって十歳から十五歳までの五年間昌之助を養ったのである。ただし、後見人は、その後見する町の役料を自己の収入にしたのだから、塩原昌之助は、夏目の単なる居候や使用人ではなかった。

（略）

昌之助は天保十年（一八三九）一月二十二日生まれ、妻やすも同年同月生まれで、金之助を養子に貰ったとき、兩人は二十九歳だった。

（略）

やすが夏目家に見習奉公して、夏目小兵衛の仲介で、塩原昌之助の妻になったことは漱石未亡人が伝えるところである。

この二文をくらべて見るに、後者には塩原家に関する情報がふえ

ている。昌之助の父が平助または半助であるほかに、天保十年には平助から昌之助に改名していること、嘉永六年に死亡していること、昌之助の兄の名が治吉であること、昌之助が天保十年の生まれであることは小宮がすでに記していたことであるが、それが一月の生まれであること、などを教示してくれている。

ただ、父が改名した天保十年という年は、鷹見が発見した戸籍によれば、昌之助が一月に生まれているわけで、新生児の名と父の改名後の名とが同じというのは、ちよつと解せない。また昌之助が跡目相続したのが十四歳なのか十五歳なのか、後出の方が正しいということなのだろうが、「当時の仕来りでは……十五歳の元服を待たなければ」というだけで、確実な根拠が示されていないだけに不安が残る。元服なるものも正確に「十五歳」を待つて行われるものだったのだろうか。

また、この小文で私が問題としている後見人の件は、小宮の記述、つまり小宮が引用している「手続書」を信じてそれにそのまま小兵衛が後見人であったとしており、それを採用する以上、昌之助が夏目家に引き取られて成長したということもごく自然な形で記される。石川が、これらについて、新たな、客観的な根拠を提示しているわけではないのである。養母やすについても、『漱石の思ひ出』の鏡子夫人の言をそのまま採用しているのであって、とりわけ新しい証拠によっているわけではない。

#### 四

東京大学史料編纂所が編纂し、東京大学出版会が刊行した史料集に、『大日本近世史料』というものがある。その中に「市中取締類集」という部があり、下位分類に「名主取締之部」というセクション

ンがある。その名の示すように、市中取締・名主取締に関する文書ゆえ、町奉行所に保管されていた公文書を、まとめて公刊したものである。影印ではなく活字印刷である。

「名主取締之部」四（一九六九年三月二五日刊）六一頁の「一三三件」は次のような見出しである。

嘉永四亥年八月

向方相談廻

四谷太宗寺門前名主昌之助後見離之議ニ付調

これは明らかに、後見人の監督下にあった塩原昌之助を独立させ、父の跡目を継がせることにしたいという事に関わる公文書である。一通ではない。

最初に、これら文書に記されている昌之助の後見人が誰かということを書き記してしまえば、それは「四谷天龍寺門前名主金三郎」であり、（夏目）小兵衛ではないのである。

関係文書は八通ある。①江戸の三人の町年寄である館市右衛門・喜多村彦右衛門・樽藤左衛門連署の七月とのみあって、日の記入のない町奉行への上申書（文書番号五八四）。②当の金三郎が署名し、それに四谷太宗寺門前家主武兵衛・同じく長安寺門前家主善兵衛・同じく理性寺門前家主安兵衛と庄吉・同じく東長寺門前家主不在のため同じく太宗寺門前家主月行事庄兵衛が加筆、連署した嘉永四亥年六月二四日付けの町年寄役所宛の文書（文書番号五八五）。③六月二六日付けで、名主二十番組合の名主十人連署の町年寄役所宛のもの（文書番号五八六）。④四谷太宗寺門前家主武兵衛他拾三人・同じく長安寺門前家主善兵衛他八人・同じく理性寺門前家主安兵衛他一人同じく東長寺門前家主不在につき同じく太宗寺門前家主月行事庄兵衛連署、六月二四日付けの町年寄役所宛の文書（文書番号五八七）。⑤四谷東長寺から町年寄宛、六月二四日付け（文書番号五八八）。⑥

四谷太宗寺から町年寄宛、同日(文書番号五八九)。⑦四谷理性寺から町年寄宛、同日(文書番号五九〇)。⑧四谷長安寺から町年寄宛、同日(文書番号五九一)。

右のうち、⑤以下には「添翰」とあり、重要なものは①から④までであるが、事の根本を言うのは②であるので、それを引用する。

以書付奉願上候

一 四谷太宗寺門前外三ヶ町名主昌之助後見同所天龍寺門前名主金三郎申上候、右昌之助儀四ヶ年以前去ル申年二月中名主役奉願、幼年ニ付私儀後見仕罷在候処昌之助儀当亥十五歳ニ相成、年頃ニも相成候ニ付、直勤為仕度奉存候、依之、私後見之儀を御免被成下置候様願上候、以上、

四谷太宗寺門前

名主昌之助

後見

同所天龍寺門前

名主 金三郎印

嘉永四年亥年六月二四日

先に記したように、この後に一行添書きがある。「右金三郎奉願上候通被仰付被下置候様、町人共一同奉願上候、以上」とあって、四谷太宗寺門前家主武兵衛以下の署名が並ぶのである。

③④もほとんど同文である。ただし、①はこの件のほかに、後見を辞めたいといっている金三郎が、同時に退役したとも言っている。③の二十番組名主連署の中に署名している。「同所馬場下町

では、(夏目)小兵衛の名は出てこないのかと言え、そうではない。③の二十番組名主連署の中に署名している。「同所馬場下町／同(注一)名主) 小 兵 衛印」。

この一連の公文書を見るかぎり、昌之助の後見していたのは、「四谷天龍寺門前名主金三郎」であって(夏目)小兵衛ではない。

では遡って、金三郎が昌之助の後見を勤めたいという内容の文書があるかといえば、それは該書には発見できない。しかし、一年前の嘉永三年に同じ二十番組の名主が罷免されるという事件があり、そのとき町年寄から二十番組の名主たちに南町奉行所からの命令を通達する文書が同書には収められており、やはり昌之助の後見は金三郎となっていて、(夏目)小兵衛ではない。公式には金三郎が昌之助の後見人であることに間違いはない。

また、この一件の関係書類に、二十番組の世話懸名主二名から町年寄宛の、また町年寄りから二十番組の「世話懸名主」二名宛の文書があり、その二名の中の一人は(夏目)小兵衛である。吉原健一郎『江戸の町役人』<sup>⑩</sup>によれば、寛政二年幕府は「名主肝煎」制度を発足させ、「各組合から二―三名ずつ抜擢した四六名の名主」を「組合の上席」とし、「相名主」の統制をさせた。その後天保二年に再度挺入れし、「世話役(世話掛)一を選任したとある。(夏目)小兵衛は勤務ぶりが良かったのであろう。ただし、川崎房五郎『江戸八百八町』<sup>⑪</sup>によれば、「肝煎名主は終身であったが、この組合世話掛りは一年限りで、毎年年末に改めて命ずる習慣になった。」よしで、(夏目)小兵衛が他の年も「世話役」であったかどうかは、詳らかになし得ない。

また吉原の書は、いろいろデータを示してくれていて、弘化二年・一八四五年の「役料小額取得名主」の一覧表を掲げているのだが(一四六頁)、その下から二番目に二十番組・四谷太宗寺門前等の名主昌之助が挙げられてあり、その「役料高」(年額)は五兩一分二朱、銀五、二六匁とある。ちなみに最低は三兩二分である。塩原家は名主としてはもっとも収入の少ない部類なのであった。

このように、(夏目)小兵衛は二十番組の世話懸名主であったことは確かであるが、(塩原)昌之助の後見人であったということは、

公式にはない、と言われなければならない。

右の文書は公のものであるから、その裏付けを取るのは無駄なことのようにも思われるが、もう少し他の方面から確認をしておくことにする。幸い、『江戸町鑑集成(全五巻)』(一九八九・七一—九九〇・四、東京堂出版)なる書が刊行されているので主にそれにより、不足のところは管見に入った限りの町鑑で補足して、その記載を確認する。

## 五

馬場下横町・長命寺門前名主(夏目)四兵衛の名が出て来るのは、元文三年二月版からで、そこで初めて「寺社奉行御支配町方門前方角附一というセクションが設けられてのことである。同時に四谷太宗寺門前もそこに記され、清兵衛の名が記されている。塩原姓かどうかはわからない。そういう状態が続いて宝暦七年版になると、太宗寺門前は本来の組合のセクションに移っており、名主は石井清兵衛と明記されている。馬場下横町の方は相変わらず寺社奉行支配で、「馬場下横町・来迎寺門前・西方寺門前・浄泉寺門前・長久寺門前・妙泉寺門前・誓閑寺門前、夏目四兵衛」とある。明和八年版から組合が二十番組と増え、寛政三年版では夏目小兵衛と代わっており、太宗寺門前のほうは相変わらず石井姓が続いている。それが文政五年版になると太宗寺門前のほうは野口姓に代わり同九年版も同様である。それが五年後の天保二年版になると、俄然、塩原幸助となる。同九年版では塩原平助となる。そして同一二年版・一五年版・弘化二年版では「塩原平助 後見飯田虎三郎」となる。四年後の嘉永二年版になると彫り直した形跡があって再び塩原平助のみになり、翌年嘉永三年には「塩原昌之助 後見佐藤金三郎」となり、五年後の

安政二年版では塩原昌之助だけになっている。その間、夏目の方はずっと夏目小兵衛だが、当然代がわりがあったとすべきだろう。

以上のデータは、むろん全年度ではなく、途中に空白の年はある。その空白を埋めることは、いまとなつてはかなり難しいのだが、これだけでもいろいろなことが判明するのであつて、塩原家は文政九年から十三年の間に野口家に替わつて名主になつたこと、嘉永二年・三年のころに、平助から昌之助へ代がかわつたが、佐藤金三郎(町鑑にも四谷天龍寺門前等の名主とあり、先に引用した公文書の金三郎が、この佐藤金三郎であることが判然とする)が後見人になつていて、やはり夏目小兵衛とはなつていないこと、などが裏付けられる。(また、国立国会図書館所蔵の写本『町鑑』には草創名主一覧があるが、それによると夏目家は草創名主ではない。)

かくて、塩原昌之助の後見人は、公式には、佐藤金三郎であることを覆すことはできない。

町鑑を通覧していると、しばしば、後見人になつたりなられたりしているのを見ることが出来る。世襲制を基本にしている以上、こうしたことは避けられないのである。再び川崎房五郎『江戸八百八町』によつて見れば、「現職の名主がそろそろ隠居して、倅にあつたをつがせたいというと、家主(つまり差配人で地主家持階級の人々の代行者)一統をあつめて、代替わりをしたいといつていろいろかど手代がきく、一同異議なくそれはめでたいといつて、支配場町々全部の家主の承知したという印判をとる。その上で町奉行所に家督をゆずりたいといつた旨の隠居願を出す。町奉行が改めて倅を名主に任命するという形式をとるのである。幼少で名主になつた場合後見がおかれた」とある。その手続きが先に示した公文書として残っているということになるのだが、さてその後見人にはどのような者がなるのか、それはよくわからない。かならずしも「世話役」がな

るのではないことは、具体例に見ることができ。

昌之助の後見人金三郎は、昌之助の後見役を辞めたいということと同時に、隠居して跡目を梓の重五郎に譲りたいという願いも提出していた。その重五郎が当年未だ七歳なので、逆に今度はこの息子の重五郎に後見人を付けなければならぬことになっていて、書面では同じ二十番組の千駄ヶ谷町名主勘四郎をその役に当てたいと言っている。勘四郎が「世話掛」だから後見人になるなどという理由など、一切記されていない。多分、名主達が集まって談合の上、適当な者をそれに当てるのであろう。

そのようなことなので、夏目家がこの二十番組の「世話役」を年々更新して勤めていたとしても、だから後見役に必ずしも成るわけではないということになる。

かくて、公式には、塩原昌之助の後見人は夏目小兵衛ではない。長年信じられて来たことを完全に覆すわけで、まったく思いがけない事実というほかない。

## 六

では、これまで語られ記されてきたことが誤謬だったのであろうか。

先に小宮の著『夏目漱石』から引用した「手続書」も、小宮氏は「当局に願ひ出る為に書いたらしい」といつているから、これまた公式の文書と言わねばならない。ふたたび引用すれば、そこには明らかに「同人幼少にて勤向難相成夏目直克方へ引取四五ヶ年養育及同丁旧名主為相勤候縁合ヲ以明治二年十一月中右金之助三歳ノ砌養子ニ差出置候」云々とあった。これは夏目家が当局へ差し出したものゆえ、たぶん塩原昌之助は関知していないだろうから、夏目家に都

合のよいように記したのであろうか。当局といっても、一方は江戸町奉行所であり、もう一方は明治の新政府下の役所であるから、この「手続書」の当否を、わざわざ旧幕時代の公文書と照合するなどという手続きをとることなど、決してなかったことであろうから、ひよっとすると、偽りが記されているかもしれないのである。

しかし、この推定がたぶん誤りであろうといつてよい文書がある。といつても、その文書自体がまだ十分に検討されていないものゆえ、どうしても「たぶん」といつておかなければならないのだが、それは、関庄一郎という人の「『道草』のモデルと語る記（一名作者夏目漱石先生生立の記）」という文章で、漱石没直後の大正六年二月に、雑誌「新日本」（富山房）に掲載されたものである。「新日本」は大隈重信が主宰し、永井柳太郎・樋口龍峽が編集主任の総合雑誌であり、文芸欄には多くの小説家・詩人が作品を載せている。ただ、この関庄一郎となる人物について、私はいまだつまびらかに成し得ず、この文の内容についても、全面的に信じてよいか確信を持ってないでいる。また、これまでの漱石研究史ないし『道草』研究史においても、この文書はほとんど用いられていない。それはたぶん、この文書の存在が知られていないためではなく、その内容が塩原昌之助・かつ夫婦の談を聞き書きふうに纏めたもので、その間接性が信頼度を弱めている上に、その内容が夏目家側にとつてまた『道草』にとつて、かなり厄介な問題に触れることになることによるかと思われる。だが、その「新日本」という舞台、漱石没直後という時期、またその行文の雰囲気、などを勘案したとき、すくなくとも筆者・関には、ためにする意志はなかったであろうと思われる。もし問題があるとすれば、関にそれを語った人物の側にあるだろう。要するにこの文は、漱石が『道草』を連載しているときに、関氏がかつた塩原昌之助・かつ夫婦の家に下宿していたがために、



『道草』の記述が虚偽に満ちているという夫婦の不満に始まって、養子にしたいきさつから現在にいたる関係を聞くことになってしまい、それを聞き書きのかたちで記述したものである。むろんここには当然塩原夫婦の自己正当化が陰に働いているはずだし、また、そこで主として話しているのは、残念ながら昌之助ではなく後妻のかつであり、そこに不正確さやある種の虚偽がまじりこむ隙があるかと思われる。それゆえここで性急にこの文章全体の信・不信を問うことはせず、ただ、いまこの小論を進めるにあたって必要な点を用心しつつ利用することにした。

つぎのような記述が見える。

お爺さんが新宿名主を勤めてゐる頃、榎本やすと云う妻があつた、此妻は田舎の人だが、ある事情から新宿の高瀬多四郎と云ふ、タナガシラ（女郎屋の頭）を親元にして嫁附いて来た。夫婦仲には子がなかつた。子ずきのお爺さんはどうかして一人欲しいものだ、都合によれば貰ひ子でもかまはないと云つてゐた。するとちやうど慶応三年お正月の四日の日にかねて面倒になつてゐた夏目家へ年始祝ひに行つた。その時夏目の母は産部屋にゐて、今日産むか明日産むかと云ふ騒ぎであつた。お爺さんは自分で育てたいから、子が産まれたら私に下さらないかと言つた。其頃夏目ではもう男と女と合わせて五人も子供がゐたので、何ならくれてもいゝと言つた。

それが真個になつて、藁の上から貰つたのが、実は文壇の驍将漱石先生の玉子であつた。

お爺さんは後日の面倒を恐れて、すぐにその子を自分の実子にして届けてしまつた。

最後の、昌之助が金之助を実子として届けたというのは事実で、なぜなのかといふも疑問の対象になつていたことだが、いまここで必

要なのは、「かねて面倒になつてゐた夏目家」という部分である。そして「面倒」という語の内容である。しかしその具体は述べられていない。その前のやすのこと、この言い方では夏目家との関係はまったくないように受け取られる。やはり全体的に夏目家との関わりはできるだけ薄く表現しようという気持ちで陰に働いている気配である（むろんそれは、筆者関氏ではなく、語り手の、である）。だが、「かねて」「夏目家」には「面倒になつてゐた」ということは、否定できないほどはつきりしたことだったのである。そして両者の間にはその頃、産まれた子をください、よしやろう、ということも容易に言いあえるものがあつたのである。つまりこの時点という「面倒」とは、かつてはそういう八親しみVを潜めたものだったと言つてよいという推定が可能のようである。そして、夏目に不快感を持つようになった今の塩原昌之助でも、夏目家に「面倒になつた」ことは、事情を知らない他人（関氏）に対してすらも伏せてはおけない大きな事だったのであろう。ということになれば、「手続書」にいう「四五ヶ年養育」であり、現実に夏目小兵衛直克が後見役をしていたというに近い程度のものであつたということに、それはなるのではないか。それとも、養育・後見ではないそれとは別の「面倒」を、昌之助は夏目家にかけたのであろうか。

七

解決の容易でない問題はまだある。それは、昌之助が後見を受けていた期間がいつからいつまでか、ということである。

これまで見てきた基本資料で、それについてはつきりと触れているのは、石川の後の著『夏目漱石』と今回ここで紹介した公文書の二つである。

再度石川の記述を引用する。「塩原昌之助の父は(略)嘉永六年(一八五三)に病死して二子が遺されたが、長男の治吉はすでに御家人の小出氏の養子になっていたために、次男が昌之助を名乗って家督を継ぐことになったが、当時の仕来りでは、名主役は十五歳の元服を待たなければ勤められなかったために、塩原家が所属していた名主組合二十番組の肝煎役夏目小兵衛がその後見人となり、自宅へ引きとって十歳から十五歳までの五年間昌之助を養ったのである。」

「次男が昌之助を名乗って」はそうかも知れないが確定的ではない。天保十二年から嘉永二年までの六種の町鑑は、ひとしく塩原平助である(ただし、どういう訳か分らないが、弘化二年までは後見人として飯田虎三郎がついている)。嘉永二年版に塩原平助の右になにやら付加されているが、印刷不鮮明でわからない。他の例を見れば、代がわりの際の応急処置が不鮮明になったもののように考えられるのだが。またこの父が、嘉永六年死亡というのはどうなのか、石川は昌之助の生年を鷹見説によって天保十年とするわけだから、嘉永六年は昌之助十五歳となって、後見人から独立した年という事になってしまふ。父が死んだのは、少なくともその四、五年まえでなくてはならない。十歳のときなら弘化五年(嘉永元年)、十一歳のときなら嘉永二年。それからこの記述は、後見人が肝煎役の仕事であるかに読めるようになっていて、そのようなものでないことは、先の川崎房五郎の言に明らかである。昌之助「十歳」からというのも断定できることなのだろうか。

このように石川の記述は必ずしも十分な根拠によらないところもあって、慎重に対処しなければならないと思われる。

さきに言ったように、町鑑に昌之助の名が刻まれるのは、管見によるかぎり、嘉永三年版からで、「塩原昌之助/後見佐藤金三郎」とある。その前年はさきに記したように「塩原平助」とあってその

右脇に不鮮明な付加があるのである。残念ながら嘉永四・五・六年の町鑑は管見に入らず、嘉永七年版でははっきりと「塩原昌之助」とひとり独立している。町鑑なるものの改定はどの程度の早さと正確さをもって行われたであろうか。これも国立国会図書館所蔵の文化十五年『万世江戸町鑑』中表紙には「文化十五年毎月改」と刻し、同所蔵天保六年『万世江戸町鑑』上巻の中表紙には「天保六年改」とあって、一定していない。書肆によって違うのかもしれない。それゆえ、町鑑の記載はあくまでも参考であって、時間的厳密さは、今回紹介の公文書を上回ることはない。

今回紹介した公文書は一通ではなく複数通がみな嘉永四年六月中の日付で、それを八月に一括とりまとめたものであるから、日付に間違いの起こりようはないし、内容についても疑うべき理由は見出せない。申の年つまり嘉永一年に昌之助は跡目相続をしたが(つまり父平助はこの年死亡)、いまだ幼年につき後見人を佐藤金三郎が勤めたのである。それがことし嘉永四年、昌之助十五歳ともなり、金三郎も引退したので昌之助を一直勤一としたい、つまり後見離れをしたい、というのである。当然数え年で、嘉永一年は昌之助十二歳であり、さかのぼればその生年は天保八年ということになる。

この生年は、さきに鷹見の発見した戸籍の記載とは相違する。が、学校進学に際して、年齢を悪気なくいつわることが、この当時よくあったことは、森鷗外の例にみることができる。だからといって、それを戸籍編成に及ぼして考えてよいかどうかは軽々しくいえない。ただ昌之助が名主や戸長という立場にいたということ、それゆえに金之助を実子として届けることが可能だったという事実があることは、視野に入れておかなければならない。むしろ名主達の名前を羅列しているこの公文書も、また、絶対に事実を反映しているかと疑えばそう断定する根拠をわれわれは持たないのも確かなことである。

結局、この小文は結論を得るにいたらない。新たな謎を提出したことになる。なにかがあるのである。事の真実がこれまで語られ記述されて来た方にあるとしても、公には昌之助の後見人は佐藤金三郎である。公には、そうしなければならなかった、なにかがあるのである。それが何なのか、またそれが金之助・漱石にとって意味を持つものであったか、また彼の上になんの影を差すものでもなかったか、現在は残念ながら沈黙せざるをえない。

注 (1) 後出の氏の二著

- (2) 新潮社 昭和四十五年十月三十日 三刷
- (3) 集英社 昭和五十九年六月二十日
- (4) ここでは、角川文庫(二冊本)による。
- (5) 岩波書店 新書版(三冊本)による。
- (6) 「世界」昭和三十八年十月号
- (7) 「世界」昭和三十八年十二月号
- (8) 明治書院 昭和四十八年三月二十五日
- (9) 明治書院 昭和五十五年十一月二十日
- (10) 吉川弘文館 昭和五十五年十月十日
- (11) 桃源社 昭和四十四年五月二十五日 九刷
- (12) 本稿脱稿後江藤淳『夏目漱石とその時代』「第三部」に接し、氏がこの文章を利用して知っているのを知った。